

岩手県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第370号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成27年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市長内町第24地割の一部、第35地割の一部、第36地割、第37地割、第40地割の一部、第41地割及び第42地割
- 2 実施した期間 平成26年4月28日から同年12月26日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）